

小委員会交渉議事録

- ① 日 付：平成 30 年 11 月 13 日
- ② 議 題：「テレワーク制度の導入について」
- ③ 出席者：局 側：職員課係長
組合側：書記長

(局) それでは、ただ今から、「テレワーク制度の導入について」の交渉を始めさせていただきます。

当局では平成 29 年 12 月以降、市長部局と同内容にて本格導入に向けた課題検証のためのモデル実施を行ってきており、この間の市労連交渉において、平成 30 年 12 月からの制度の本格導入について合意したところである。

本格導入についても市長部局と同様の制度となっているが、本日は当局における運用等に関して、労働組合からのご意見等を伺いたい。

(組合) テレワーク制度の導入に関しては、先の市労連交渉において、おおまかな制度内容については確認しており、導入については了解すべき事項だと考えている。

その上で、数点質問をさせていただきます。

まずは勤務時間について、5時から22時までの間で合計7時間45分の勤務時間の割り振りを可能とするということであるが、労働組合としては早朝や夜遅くの勤務となれば労働時間を適正に管理できるのか懸念をしているところである。

この点に関して、どのように管理を行っていくのか伺いたい。

(局) テレワーク中の勤務時間に関しては、育児・介護その他の事情に応じて、事前に申請し承認された場合は7時間45分の勤務時間を5時から22時までの時間帯で割り振ることを可能としているが、原則は通常の勤務時間としている。

また、休憩時間についても事前の申請と承認により変更を可能としているところである。

勤務時間等の割振りについては、事前に所定の様式で申請し、承認を行い、実施者は勤務開始及び終了時、また休憩時間開始及び終了時に電子メール等で管理監督者に勤務の開始・終了等を連絡することとしている。このほかにも、テレワーク中の業務計画を事前に申請し、業務量と成果物を確認することで労働時間の管理を行うこととしている。

また、当局においてはテレワーク用端末のアクセスログ(使用履歴)を定期的に確認することにより、適正な労働時間の管理を行っていきたいと考えている。

(組合) 次に、半日単位でテレワークを行う際の自宅から職場まで、もしくは職場から自宅までの移動時間の取扱いについてであるが、これはモデル実施同様、移動時間は勤務時間に含まないという取扱いでいいか。

(局) モデル実施同様、移動時間は勤務時間に含まない。

(組合) テレワーク中の年次有給休暇等の取得についてもモデル実施と同様と考えていいか。

(局) モデル実施同様、年次有給休暇や特別休暇、職務免除、部分休業、育児短時間勤務等の他制度も併用できるものとする。

(組合) 平成 29 年 12 月以降、約 1 年間にわたりモデル実施を行ってきたということであるが、育児、介護それぞれの理由でどの程度の利用実績があったのか。

(局) モデル実施中の利用実績についてであるが、育児に係る利用が 8 名、介護にかかる利用が 1 名となっている。

なお、この他に課題検証のために各所属に割当てを行い、26 名の職員がテレワークを実施している。

(組合) 利用者が一定いたとはいえ、利用者数としてはまだまだ少ない状況であり、ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、より利用しやすい制度としていくことが重要であると考えます。

特に水道センターや浄水場等のシフト業務や組み仕事を中心に行っている技能職場など、利用が難しい業務もあると思うが、このような業務を勘案し、対象職場を限定するといったことや、できる限り多くの職員が制度を利用できるような対応策は考えているのか。

(局) 本格導入後もモデル実施と同様、承認基準については「実施者がテレワークによって業務遂行が可能である業務に従事しているか」、「実施者の業務状況や職場状況を踏まえ、テレワークを実施して差し支えないか」といった点を総合的に考慮したうえで所属長が承認することとしている。このような取扱いとなっていることから、特に初めから対象職場を限定するということはないが、現時点においては、技能職場に限らず、いわゆる現場対応が必要となるような業務やセキュリティ上、事務室内での使用に限定されているシステムを使う業務などはテレワークの利用が難しい状況であると考えている。

なお、モデル実施中は申請様式の簡素化や端末の小型・軽量化などの改善を行ってきており、本格導入後も利用者のニーズに応じて、より利用しやすい制度となる

よう改善を図っていきたいと考えている。

(組合) 今後も職員が育児・介護等に係る家庭生活を充実させ、業務に集中できる環境を整えていただくよう要請し、テレワーク制度の導入については、了解をすることとする。

(局) それでは、「テレワーク制度の導入について」の交渉はこれで終了する。